

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、主に海外取引会社への商品発注業務を担当していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、C国へ海外出張に行ったが、同月〇日、宿泊先ホテルの客室において死亡しているところを発見された。C国政府発行死亡証明書によると、死亡の原因は「不明」と記載されている。
- 3 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病名及び発症時期について、C国政府発行死亡証明書の記載内容及びD医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書等を踏まえ、当審査会としても、死亡に至った疾患名は「心臓性突然死」(以下「本件疾病」という。)であり、その発症時期は、平成〇年〇月〇日もしくは〇日であると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む心臓疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇について

被災者は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの予定でC国等に出張していたものであるが、発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。

(4) 請求人は、被災者の本件疾病発症前1か月間における時間外労働時間は99時間39分、発症前2か月における1月当たり時間外労働時間は95時間16分であり、認定基準を充足する旨主張する。そこで被災者の労働時間について具体的に検討すると、以下のとおりである。

ア 請求人は、被災者が車で自宅を出る時刻は通常午前〇時〇分過ぎであり、会社までの所要時間は〇分前後であることから、出勤時刻は午前8時前とされるべきで、出勤後、パソコンを起動するまでに少なくとも〇分間はパソコンを使用しない作業を行っていた旨主張する。

被災者の出勤時刻に関し、E課長は、平成〇年〇月〇日作成聴取書(以下

「聴取書1」という。)及び同年〇月〇日作成聴取書(以下「聴取書2」という。)において、被災者は午前〇時前後に出勤していた自身とだいたい同じくらいの時間に出勤していた旨述べ、F係長も、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、被災者の出勤時刻は自身と同じく午前〇時前後であった旨述べている。また、会社営業部に在籍していたGも、平成〇年〇月〇日作成電話聴取書において、E課長、F係長と同旨を述べている。このように、被災者の出勤時刻に関する会社関係者の申述は一致しており、これらの申述について、信憑性を欠くとみるべき事情もない。

次に、出勤後の被災者の行動について、E課長は、前記聴取書1において、被災者は出勤してすぐにパソコンの電源を入れていた旨述べており、また、前記聴取書2においては、午前〇時〇分から始まるラジオ体操までの間に〇分から〇分程度実施していた掃除の前にパソコンを起動することも、掃除の後に起動することもあった旨述べている。

この点、被災者のパソコン起動記録をみると、本件疾病発症前6か月間における起動時刻は午前〇時前後となっており、上記各申述に一致しているとみることができる。

以上のことから、当審査会としても、監督署長の認定したとおり、パソコンの起動時刻をもって被災者の始業時刻とすることは妥当であると判断する。

イ 請求人は、被災者が午後〇時から午後〇時までの休憩時間においても、国内やH国の取引先等からの連絡に対応するなどしていたことから、休憩できた時間は多くとも〇分前後にとどまっており、また、午後〇時〇分からの〇分間の休憩についても、喫煙室で喫煙する社員はいたものの、被災者は当時喫煙しておらず、休憩することなく業務に就いていたものであると主張する。

被災者の休憩時間に関し、E課長は、上記聴取書1において、被災者は顧客相手の業務ではないので、午前〇時からの〇分休憩、午後〇時からの〇時間休憩及び午後〇時〇分からの〇分休憩のそれぞれについて、決まった時間休憩が取れていたと述べている。また、F係長は、上記聴取書において、被災者は午前〇時からの休憩中、外出していない限り休憩室(喫煙のできる大きな会議室)にいたとし、午後〇時〇分からの休憩においても営業部の打ち合わせを兼ねるような形で、休憩室にて雑談していたとしている。さらに、昼の休憩についても、上記のとおり、Gは、自身も被災者も〇時間きっちり

取っていた旨述べている。

以上のように、F係長の申述は具体的であり、また、E課長、Gの申述ともおおむね一致していることから、当審査会としては、被災者は就業規則所定の休憩時間、休憩していたものと判断することが相当であると思料する。

もともと、この点、監督署長は、午前〇時からの〇分間については休憩時間とみなすことなく労働時間を算定しているが、F係長の申述を踏まえると、被災者が昼食後に取引先とメールのやり取り等を行っていた可能性がないともいえないことから、被災者に不利益とならないよう処理したものと判断できるところであり、当審査会としても、同処理を含めて監督署長による休憩時間の認定は妥当なものであると判断する。

ウ 請求人は、パソコン作業を終了したログオフ後においても、パソコンを使用しない業務を行うことが通常であり、請求人が確認していた被災者の帰宅時間は午後〇時前後の日が多かったが、ログオフの時刻は午後〇時台のものが多く、ログオフの後、被災者は、少なくとも〇分間はパソコンを使用しない作業を行ってから退勤していたと考えられる旨主張する。

被災者の退勤時刻に関し、E課長は、上記聴取書1において、被災者の帰りは午後〇時ぐらいであり、退勤する直前にパソコンを消していたと述べ、上記聴取書2においては、自身よりも〇分ぐらい早く、午後〇時頃帰ることがほとんどで、遅くとも自身と一緒に午後〇時頃帰っていた旨述べている。また、Gは、上記電話聴取書において、通常被災者の後に退勤していたとし、自身の退勤時刻は、午後〇時ぐらいであったと述べている。

被災者のパソコンシャットダウン記録によれば、本件疾病発症前6か月におけるシャットダウン時刻は、午後〇時台、午後〇時台となっている日が相当数に及ぶも、午後〇時台、午後〇時台となっている日もある。

この点、E課長は、上記聴取書1において、被災者が終業後一度帰ってまた出てくるということが何度かあって、そのときはパソコンをつけっぱなしにしており、結局戻って来ずに、こちらでパソコンの電源を落としたことも何度かあったと述べている。同申述は具体的であり、信憑性が高いと認められることから、監督署長がパソコンのシャットダウン時刻をもって終業時刻としているのは、少なくとも被災者の労働時間を過小に評価するものではないと判断する。

なお、請求人は、被災者の帰宅時間は午後〇時前後の日が多かった旨主張するが、被災者の父は、被災者が月に数回、午後〇時頃、会社帰りに父の自宅に寄っていたと述べており、実家を経由して帰宅していたために同時刻になっていた可能性がある。

以上のことから、当審査会としても、監督署長の認定したとおり、パソコンのシャットダウン時刻をもって被災者の終業時刻と判断する。もっとも、平成〇年〇月〇日については、午前〇時〇分から翌〇日午後〇時〇分まで連続して（休憩時間を除く）計25時間49分を労働時間であるとしているところ、請求人は、同年〇月〇日作成聴取書において、同年〇月〇日は休日であるも、午前〇時から午後〇時まで営業会議に出席していたと主張しており、前日から泊まり込みで連続勤務をしていたとは述べておらず、同日については、被災者は、パソコンをシャットダウンせずに帰宅したとみるのが相当であり、監督署長は最低〇時間程度過大に労働時間を算定しているものと判断する。

エ 上記アないしウのとおり、当審査会としては、被災者の労働時間の算定に係る請求人の主張はいずれも採用できず、監督署長が認定し、審査官が決定書において採用した総労働時間数から〇時間を差し引いた時間数をもって、被災者の労働時間であると判断する。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日の出張先への移動時間も労働時間として評価すべきであり、その理由として、当該移動中に業務メールを〇通発信していると主張するが、当該メールの発信をもって、被災者が一定の時間、具体的な業務に従事したとは判断できないことから、請求人及び再審査請求代理人の主張を採用することはできない。

(5) 短期間の過重業務について

被災者の発症前1週間の業務についてみると、発症時はC国出張中であったが、決定書理由に説示するとおり、現地との時差や気象条件の相違について特段考慮すべき負荷要因は認められず、また、展示会の視察という出張目的からみても、当該出張が特に過重な業務であったものとは認められない。さらに、出張前の期間については、出張の準備を含め通常業務に就いていたものと認められるが、最低でも1日半の休暇を取得しており（ただし、1日休暇を取得している平成〇年〇月〇日についても、所定労働時間外に約1時間パソコンが起

動しており、当該時間について労働時間として算入されている。) 、発症前1週間の時間外労働時間は7時間39分であることから、発症前おおむね1週間において、被災者が特に過重な業務に従事したとは認められないものと判断する。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日に被災者は休暇を取得しているが、会社のノートパソコンを自宅に持ち帰り、ログオン・ログオフの記録があつて、作業を行っているにもかかわらず、監督署長は何ら労働時間として評価していない旨主張する。仮に、請求人が主張するように、被災者が当該ノートパソコンを使用して何らかの作業を行っていたものとしても、当該作業を事業主の指示に基づくものであったと判断し得る根拠はなく、当該作業の成果物も示されていないことから、請求人の主張を採用することはできない。

(6) 長期間の過重業務について

上記のとおり、被災者の発症前1か月間の時間外労働時間数は、最大に見積もっても約57時間であり、業務との関連性が強いと評価される100時間には至らず、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数も、最大でも60時間未満であり、業務との関連性が強いと評価される80時間には至らない。また、請求人は、I社長からパワーハラスメントといつても過言ではない限度を超えた指導があり、業務の過重性が一層増していた旨主張するところ、確かに被災者の日記とされるものには、被災者がI社長の言動について批判的な見方をしていたと推認される記述がみられるものの、I社長の言動をめぐり、被災者とI社長との間で具体的に何らかのトラブルがあつたものとは認められないことから、当該日記の記述をもって、被災者の身体に負荷をもたらしたと認めることはできない。

そのほか、本件一件記録を精査するも、発症前1か月及び2か月ないし6か月において、被災者が特に過重な業務に従事したとは認められないものと判断する。

(7) 被災者の本件疾病発症に係るリスク要因として、喫煙歴があり、1日〇本、平成〇年〇月にJ病の診断を受けてからは、1日〇本に減つたものの、約〇年程度の喫煙年数とされている。また、K病との診断が確定していたが、食事・運動療法の段階で経口薬治療はまだ行われていなかった。

(8) 上記のとおり、本件については、業務に関連する異常な出来事への遭遇、短

期間の過重業務、長期間の過重業務が認められず、被災者に発症した本件疾病及び死亡は、業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 結 論

以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって主文のおり裁決する。